

平成26年 2月12日

上牧町長 今 中 富 夫 様

上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会  
委員長 新 川 達 郎

「上牧町まちづくり基本条例(案)」について (答申)

上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例(平成25年3月上牧町条例第2号)第4条第1項の規定により組織された(仮称)上牧町まちづくり基本条例策定委員会(以下「前委員会」という。)の委員のうち一般公募住民であった者、学識経験者、町議会議員、町職員からなる当委員会においては、「上牧町まちづくり基本条例(案)」の作成を目指し、平成25年6月12日に第1回委員会を開催しました。以降、9か月の間、13回にわたり当委員会で議論を行い、その総括として、「上牧町まちづくり基本条例(案)」を作成しましたので、別添のとおり答申します。

本条例(案)は、前文と9章39条で構成され、第1章「総則」、第2章「町民の権利と義務」、第3章「議会及び議員の役割と責務等」、第4章「町の役割と責務等」、第5章「町政運営」、第6章「情報の共有等」、第7章「参画と協働」、第8章「広域連携等」、第9章「条例の見直し等」となっています。さらに、資料として上牧町まちづくり基本条例逐条解説(案)に各条文の基本的な考え方を明記しました。

なお、当委員会におきましては、平成22年10月に設置され、2年3か月間の長きにわたる議論の集大成として前委員会から町長に答申された「上牧町まちづくり基本条例素案」をもとに、当該素案の趣旨や精神、それに込められた前委員会の委員の思いを最大限に尊重することを基本として、まちづくり基本条例に係る必要な調査及び検討を行ってきたものです。

貴職におかれましては、答申の趣旨を十分にご理解いただき、早期の上牧町まちづくり基本条例の制定と、制定後における同条例の町民に対する周知及び職員の意識改革に資する研修等に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いするものです。

記

別添 上牧町まちづくり基本条例(案)

資料① 上牧町まちづくり基本条例逐条解説(案)

資料② 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会委員名簿

資料③ 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会開催状況